

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 4 9 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和 2 年 2 月 28 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

第 1 監査の対象

会計課

第 2 監査の期間

令和元年 12 月 20 日（金）

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 29 年度及び平成 30 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

- ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
 - ① 公印の管理状況
 - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
 - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
 - 補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成29年度及び平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

【指摘事項】

歳入歳出外現金（保管金）の管理について

源泉所得税や入札保証金などの歳入歳出外現金（保管金）とは、地方公共団体の所有に属さず、法律又はこれに基づく政令の規定等により地方公共団体が保管する現金であり、その受払いは歳入歳出予算や決算には計上されない。

管理については各所管課で行い、払出伺兼払出命令書により処理を行っている。

水産課が所管する漁港施設使用料及び港湾施設使用料については、長崎県からの権限移譲に伴い、施設の使用許可、使用料の徴収及び県への納付を行っており、使用料については、受け入れを行った翌月に県へ納付する取り扱いとなっている。

今回の監査において、令和元年12月末現在の現金残高は、漁港施設使用料では、翌月納付予定額の1,295,251円を差し引いても2,061,760円の残高が生じ、港湾施設使用料も同様に翌月納付予定額の1,591,887円を差し引いても167,750円の残高が生じることになる。

これは、平成23年12月末までに発生しているものと思われ、長期間に亘って残り現在に至っているため、その原因について調査し、適正に処理していただきたい。

第6 むすび

令和元年12月末現在の総会計現金保管高は14,859,421,981円で、うち出納用保管金残高は1,740,463,889円、基金残高は13,118,958,092円となっている。

基金残高のうち一部を有価証券（2,400,350,000円）として保有しており、18ある基金のうち、基金の性質上3基金（646,956,266円）を個別管理とし、一部重複している「平戸市ひらど生き活きまちづくり基金」を含む残り16基金（10,071,651,826円）を「平戸市基金 平戸市会計管理者名」として一括管理運

用している。この管理方法は平成30年4月から始まったが、それまでは160件ほどの定期預金を管理しており、事務の煩雑さや予定外の資金需要に対応した場合、中途解約により定期預金利子が得られないなど効率性に問題があった。それが、現在25件の定期預金管理で済むため効率的な運用が行われ事務改善にもつながっている。

資金管理は事業を推進するうえで極めて重要であり、今後とも適正な資金管理・運用に努めていただきたい。なお、有価証券基金等の預金の管理は適正になされていた。

むすびに、会計課においては、各課の庶務担当者に対し、財務規則など必要な例規はもとより会計事務の手引き（2019.4月改定。会計課作成）を活用し、円滑な会計事務の処理が図られるよう今後とも事務研修などを通じて指導されることを望みます。

＜参考＞指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。